

○さいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱

平成13年5月1日

告示第56号

改正 平成13年12月28日告示第757号

平成17年3月30日告示第265号

平成20年5月30日告示第587号

平成22年3月10日告示第302号

平成24年3月30日告示第465号

平成26年3月17日告示第388号

平成26年9月30日告示第1397号

平成29年10月18日告示第1476号

平成30年8月3日告示第1095号

令和3年6月30日告示第1065号

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市障害児(者)生活サポート事業の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「障害児（者）生活サポート事業」とは、在宅の障害児及び障害者（以下「障害者」という。）の地域生活を支援するため、障害者及びその家族の必要に応じて、障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービス（障害者1人に対し当該サービスを行う者が1人である個別対応を原則としたものに限る。）を迅速かつ柔軟に提供する事業をいう。

（一部改正〔平成17年告示265号・22年302号〕）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、さいたま市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第55号）第4条に規定する登録団体（以下「登録団体」という。）の行う障害児（者）生活サポート事業によるサービス（以下「サービス」という。）の提供に要する経費とする。

（一部改正〔平成17年告示265号・22年302号・29年1476号〕）

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じて当該各号に定める額の範囲内とする。

(1) 18歳未満の障害者及び高等学校、特別支援学校等に在学している障害者で18歳であるもの（当該年齢に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。） 別表第1に定める基本補助額及び障害児差額分補助額を合計して得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

(2) 18歳の障害者（前号に規定する18歳の障害者を除く。）及び19歳以上の障害者 別表第1に定める基本補助額

（一部改正〔平成17年告示265号・20年587号・22年302号・26年388号・29年1476号〕）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、障害児（者）生活サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、障害児（者）生活サポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該登録団体に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 登録団体は、市長から要求があったときは、障害児（者）生活サポート事業の遂行状況について書面で報告しなければならない。

（一部改正〔平成22年告示302号〕）

（書類の整備等）

第8条 補助金の交付を受けた登録団体は、障害児（者）生活サポート事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（一部改正〔平成22年告示302号〕）

（指導監督）

第9条 市長は、補助金の執行の適正化を図るため必要があると認めるときは、登録団体に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は登録団体の同意を得て補助の対象となる事業

の状況を直接調査することができる。

- 2 市長は、補助金の執行状況が適正でないと認めたときは、登録団体にその是正を指示することができる。

(全部改正〔平成24年告示465号〕)

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) この告示に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 前条第2項の是正に係る指示に従わなかったとき。
- (4) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(追加〔平成24年告示465号〕)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成22年告示302号・24年告示465号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浦和市障害児(者)生活サポート事業補助金交付要綱(平成11年浦和市制定)、又は大宮市障害児(者)生活サポート事業補助金交付要綱(平成11年大宮市告示第242号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとする。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市障害児・者生活サポート事業補助金交付要綱(平成12年岩槻市告示第75号。以下「編入前の岩槻市告示」という。)の規定により交付の決定がされた補助金については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

(追加〔平成17年告示265号〕)

附 則（平成13年12月28日告示第757号）

この告示は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日告示第265号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日告示第587号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。ただし、別表第2Aの項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱別表第2Aの項の規定は、平成20年4月1日以後のサービスの提供に係る補助額について適用し、同日前のサービスの提供に係る補助額については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月10日告示第302号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第465号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第9条の改正、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正及び様式第1号の改正は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にさいたま市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第55号）第5条第3項に規定する利用者登録証の交付を受けている者に対して平成25年3月31日までに行われるサービスの提供に係る補助額については、この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月17日告示第388号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱第4条及び様式第1号の規定は、この告示の施行の日以後のサービスの提供に係る補助金の交

付について適用し、同日前のサービスの提供に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日告示第1397号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第2備考第2項の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月18日告示第1476号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱別表第2備考第3項及び第4項の規定は、平成29年9月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱別表第2備考第3項及び第4項の規定は、平成29年9月1日以後に行われるサービスの提供に係る補助額の算定について適用し、同日前に行われたサービスの提供に係る補助額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月3日告示第1095号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（令和3年6月30日告示第1065号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市障害児（者）生活サポート事業補助金交付要綱別表第2備考の規定は、この告示の施行の日以後に行われるサービスの提供に係る補助額の算定について適用し、同日前に行われたサービスの提供に係る補助額の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（全部改正〔平成17年告示265号〕、一部改正〔平成20年告示587号・22年302号〕）

補助額	
基本補助額	基準単価×合計利用時間
障害児差額分補助額	差額補助単価×合計利用時間

(1) 基準単価
各登録団体における1時間当たりの利用料に2を乗じて得た額。ただし、1,900円を上限とする。
(2) 差額補助単価
1時間当たりの利用料（当該利用料が950円を超える場合は950円）から別表第2の利用者世帯の階層区分ごとに定める基準額を減じて得た額
(3) 合計利用時間
補助対象となる障害者のサービスの利用時間の合計とする。ただし、補助対象となる障害者1人当たりの1年間の利用時間は、150時間を上限とする。

別表第2（第4条関係）

（追加〔平成17年告示265号〕、一部改正〔平成20年告示587号・24年465号・26年1397号・29年1476号・30年1095号・令和3年1065号〕）

利用者世帯の階層区分		基準額 (1時間当たり)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯	0円	
B	登録日の属する年度の前年度（登録日が7月1日から翌年3月31日までの間にある場合にあっては、登録日の属する年度。以下同じ。）における生計中心者の市町村民税が非課税の世帯（A階層を除く。）	0円	
C	登録日の属する年度の前年度に	23,400円以下	250円
D	における生計中心者の市町村民税	23,401円以上35,400円以下	400円
E	が課税の世帯であって、その所得	35,401円以上65,400円以下	650円
F	割額の区分が次の区分の世帯（A	65,401円以上101,500円以下	850円
G	階層を除く。）	101,501円以上	950円

備考

- この表において「登録日」とは、さいたま市障害児（者）生活サポート事業実施要綱の規定により利用者として登録を受けた日又は登録の更新を受けた日のうち、利用した日以前の直近の日をいう。

- 2 この表において「所得割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（扶養親族を有する者にあつては、同法第314条の2第1項第11号の規定を適用せず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとした場合における所得割の額）をいう。この場合において、所得割額の算定に当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 3 前項の所得割額の算定に当たって、利用者世帯の生計中心者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。この項において同じ。）に住所を有する者であるときは、当該生計中心者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 この表の市町村民税の額の算定に当たっては、所得割額又は均等割額（地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。以下同じ。）につき同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とする。